

平成二十二年十一月十九日提出
質問第一八四号

法務大臣の答弁のあり方に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

法務大臣の答弁のあり方に関する質問主意書

本年十一月十四日、柳田稔法務大臣は広島市での自身の国政報告会において、「個別の事案については答えを差し控える」、「法と証拠に基づいて適切にやっている」というフレーズを挙げ、「法相はいい。分かっていなかったらこれを言う」との旨の発言（以下、「柳田発言」という。）をしていると承知する。右に対し、同月十七日、仙谷由人内閣官房長官は、柳田大臣を嚴重注意している。右を踏まえ、以下質問する。

一 法務大臣の職務、職責について説明されたい。

二 政権交代前の政府答弁書でも、「お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、答弁を差し控える」（内閣衆質一七一第三一四号等）、「御指摘の者については、検察当局において、法と証拠に基づき逮捕した」（内閣衆質一六九第二三三三号等）と、また政権交代後の政府答弁書でも「個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については答弁を差し控える。」

（内閣衆質一七四第二七号等）、「検察当局において、法と証拠に基づき逮捕した」（内閣衆質一七六第一一一号等）とあるように、法務省関連の政府答弁書では、実際に「柳田発言」と同じ内容の答弁が繰り返されてきた。「柳田発言」は、法務大臣のみならず、法務省全体としての、答弁に臨む姿勢を示したも

のであるのか。

三 「柳田発言」に対する菅直人内閣総理大臣の見解如何。「柳田発言」は適切なものであるか。

四 「柳田発言」は、国会での質問に対して真摯に答えない法務省としての姿勢を凶らずも露呈したものであると考える。菅総理として、二で挙げた過去の答弁書の内容が適切であったか否かを検証し、国会での質問に対する法務省全体の体質を改めさせる考えはあるか。

右質問する。